

芝山町有料広告の掲載に関する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

芝山町長 相川勝重

芝山町告示第19号

## 芝山町有料広告の掲載に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、芝山町（以下「町」という。）の新たな財源の確保及び地域経済の活性化を図るため、町の資産を広告媒体として活用し、事業者等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告媒体となる町の資産等は、次に掲げるものとする。

- (1) 町が発行する刊行物、印刷物及びこれに類するもの
- (2) 町ホームページ
- (3) その他広告の掲載が可能と町長が認めるもの

(掲載する広告の範囲)

第3条 掲載する広告の範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又は違反のおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又は反するおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又は侵害のおそれがあるもの
- (4) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (5) 社会又は個人の主義主張となるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) その他広告媒体に広告を掲載することが不適当であると町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、掲載できる広告に関する基準は、別に定めるものとする。

(掲載する広告の順位)

第4条 広告の掲載に当たっての優先順位は、次の順序とする。ただし、同一順位が複数ある場合には掲載期間が長いものとし、それでも決まらない場合には抽選により決定するものとする。

- (1) 独立行政法人、公社、公益法人その他非営利団体に係る広告
- (2) 町内に事業所、店舗等を有する事業者等に係る広告
- (3) 町内に事業所、店舗等を有しない事業者等に係る広告
- (4) その他掲載する広告として妥当であると町長が認める広告

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、広告掲載枚数、広告掲載料、広告掲載期間、広告の作成方法等に係る募集要領は、広告媒体ごとに別に定めるものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、申込書に掲載しようとする原稿のほか、必要な書類を添えて町長に申し込むものとする。ただし、申込者が当該申込みを行った年度と同一年度内に、再度、同じ広告媒体に広告掲載の申込みを行う場合に

は、添付書類を省略することができる。

- 2 町長は、前項の規定により提出された書類等を返却しないものとする。
- 3 第1項の規定による申込みは、広告媒体ごとに別に定める日までに行うものとする。  
(広告掲載の決定等)

第7条 町長は、前条第1項の規定により申込書の提出を受けたときは、掲載の可否を決定し、その結果を申込者に通知するものとする。

- 2 町長は、決定等を行うに際し、広告の内容、デザイン、形状、材質等の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。

(審査機関)

第8条 掲載する広告の内容等に疑義が生じた場合において、広告の掲載の可否を審査するため、芝山町有料広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、次の職にある者をもって構成する。

- (1) 総務課長
- (2) 総務課広報主管課長
- (3) 総務課管財主管課長
- (4) 町民税務課収税主管課長
- (5) まちづくり課長
- (6) まちづくり課都市計画主管課長

- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 4 委員長には、総務課長をもって充て、委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

- 5 副委員長には、総務課管財主管課長をもって充て、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 会長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務課契約管財係において処理する。

(広告主の責任等)

第11条 第7条第1項の規定により掲載が決定した申込者（以下「広告主」という。）は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告作成に関する一切の経費は、広告主が負うものとする。

(広告掲載料の納付)

第12条 広告主は、町長が指定する期日までに町の発行する納付書により、広告掲載料を一括して前納しなければならない。

(広告内容の変更)

第13条 広告主は、掲載する広告の内容を変更しようとするときは、変更届に変更後の原稿案を添えて町長に申し込むものとする。

2 町長は、前項の規定により変更届の提出を受けたときは、必要に応じて委員会に意見を求め、掲載の可否を決定するものとする。

(広告掲載の取消し)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項に規定する決定を取り消すことができるものとし、取り消したときは、通知書により広告主に通知するものとする。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (2) 第7条第2項の規定による指示に従わないとき。
- (3) 申込書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (4) 広告主の責めに帰すべき事由により広告掲載が不適当と認められるとき。
- (5) 町の行政運営に支障があると認められるとき。
- (6) その他広告掲載が適当でないと町長が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができるものとし、取り下げるときは、書面により町長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第16条 広告掲載料については、原則返還しないものとする。ただし、広告主の責めに帰さない事由により、広告の掲載ができなくなったときは、納付済みの広告掲載料を返還するものとし、広告媒体ごとに別に定めるものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。